#### 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 3 0 日現在

機関番号: 32603

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2014

課題番号: 24520770

研究課題名(和文)『小右記』『中右記』による音楽史解明のための基礎的研究

研究課題名(英文)Basic Study for the Elucidation of Music History based on "Shoyuki" and "Chuyuki"

## 研究代表者

櫻井 利佳 (Sakurai, Rika)

上野学園大学・付置研究所・講師

研究者番号:80622571

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文): 藤原(小野宮)実資が記した日記『小右記』は平安時代の音楽を知る上で重要な資料である。この時代の音楽の実態を詳細に把握し、分析できるようにするために、大日本古記録『小右記』から、音楽関係記事を抽出し、諸本との比較を行った。 これまでに、『延喜式』などの法律や故実書類を基礎とした研究が行われてきたが、『小右記』の記事によって、規

範と実態との違いや、実態の変遷を知ることが出来た。今後は行事ごとに変遷をまとめて行きたい。

研究成果の概要(英文): "Shoyuki," the diary of Fujiwara no Sanesuke(Ononomiya), is one of the most important document to know Music in Heian period. To make it possible to grasp and analyze the detailed musical situation in this period, I abstracted musical related descriptions from the Dai Nihon Kokiroku "Shoyuki" and compared to the variant manuscripts.

Researches hitherto has been based on a document of a law or an old custom, such as "Engishiki," but the manuscripts from "Shoyuki" shows the difference of the model and the realities and the transition of the realities. For the future, I am going to arrange the changes by each events.

研究分野: 日本音楽史

キーワード: 小右記 雅楽 実資

## 1.研究開始当初の背景

本研究を開始した時点においても、未だ実証的日本音楽史の通史と呼べるものは、明治半ばに刊行された小中村清矩『歌舞音楽略史』(明治 20 年刊、岩波文庫所収)ばかりであり、さらに雅楽というジャンルに限ってみても、十分な通史があるとは言い難い状況が続いている。

しかし当然ながら一足飛びに通史が出来 るはずはなく、まずは十分に史料批判を経 、まずは十分に史料批判をる。これほどに信じがたい研究の遅れは、日本 楽研究の分野において、「日本音楽史」の存 在そのものを否定し、すべてを「民族音楽 在そのものを否定し、すべてを「民族音楽年 として研究しようとする動きが、1980年 においてもなお強かったという事情が研り、 また一方で、日本音楽史ではなく美学代 また一方で、日本音楽史の歴史的研究の また一方で、日本音楽史の歴史的が研究 また一方で、おの上位分類が歴史学ではなく またの上位分類が歴史学ではなく またいてさえ認められないばかりで なく、音自体を扱わない研究は否定される いう状況が長らく継続したのであった。

現在は上野学園大学日本音楽史研究所の研究成果発表や史料展観の継続的実施により、「日本音楽史」の存在そのものを否定しようとした動き自体は消滅したものの、その余波として、歴史的研究方法に基づいた「日本音楽史」の研究人口が現在に到っても極めて少なく、これまで基礎史料の充填に力を注ぐことが殆ど不可能であった。

他分野に比べ、日本音楽史の通史制作が著しく遅れている最も根本的な原因は、これらの点にあると判断される。結果として、次のような非常に重要度の高い事実、すなわち律令政治の精神的支柱である「礼楽思想」

つまり礼と楽とが一体となった政治が国の あるべき姿であるという の一環として、 遣隋使・遣唐使が軍楽を筆頭とする音楽を、 理論書、調律具、楽譜、楽器、楽人の伝習と いう形で、多面的かつ組織的に招来し、国家 の行政機関として雅楽寮を設置し、音楽が朝 儀の盛行と一体の存在となっていた事実や、 律令体制が崩れていく中でも、文化が国風化 した時期に、音楽については、むしろより一 層、「御遊」という形態で、さらには勅撰楽 譜編纂という形で、とりわけ政治から排斥さ れていった親王や賜姓源氏達の求心力を向 上させる手段として機能したという事実や、 摂関政治においては盛儀を行うこと自体が 権威の象徴であり、その最大の華が舞楽の上 演であったという事実が、現在においてもま だ、古典文学研究者によって経験的に認識さ れているばかりであり、高等学校の日本史の 教科書には一切触れられてすらいないとい う、異常な状況をもたらしている。

従って、基礎史料の充実を図ることが、研究進展の必要条件であり、また、助成金事業として相応しい最優先事項であると考えられる。

#### 2.研究の目的

日本音楽史上、最初のジャンルがいわゆる「雅楽」であるが、現在、中古から中世前期にかけての音楽の制度史については、林屋辰三郎『中世藝能史の研究』を引き継ぎ、さらに進展させる形で、荻美津夫氏の『日本古代音楽史論』(吉川弘文館、1977年)・『平安朝音楽制度史』(吉川弘文館、1994年)にまとめられ、規範的制度については大きな成果が上がっている。

ただし一方で、平安遷都以降、4世紀の間に社会状況が変化し、それに伴い、すでに林屋・荻氏らが明らかにされているように、雅楽寮一つをとっても大きく変質したのもまた事実である。つまり当然ながら、律令制度全般の動向と同様に、音楽についても制度は形骸化し、漸次、社会状況に応じて実態の方が変化し続けた結果、制度とは乖離した現象が生じた。

また同じ原因から生じた問題として、田辺尚雄以来提唱され続けて来た、「仁明朝の楽制改革」の実施が学界で疑われ、実は「仁明朝の楽制改革」とは、田辺による東儀鉄笛の著作からの流用と述語の誤用の結果生み出された空想の産物であることが明らかにされたが(滝沢友子「東儀鐵笛著『日本音楽史考』について」日本音楽史研究 6 号、2006年3月)しかし未だ事実としては、仁明朝以降の音楽の状況については、十分に明らかにされたとは言い難い状況にある。

一方で、現在までの研究では、平安時代の楽器編成についても、現代雅楽を基準に想定している傾向が強いが、実は事実上最後の遣唐使となる承和の遣唐使帰国後にも、減員されながらも現在使用されなくなった楽器である尺八、簫、箜篌、方磬、新羅琴などの楽生が雅楽寮において確保されているという事実がある(嘉祥元年(848 年)太政官符。『類聚三代格』所収》、それにも関わらずこの点は殆ど音楽史研究において顧みられて来なかった。

以上の状況を鑑みると、音楽文化の実態と変化の様相を、より個別的に、詳細に捉え発にすることが、現在の音楽史のために不可のためられることである。そのために本本のは、まず基礎史料の提供を充実一とである。従って、本研究の世別を発見した。日記が累々と作成され続け、歴史編でもいて、本の史料であるのはまでは、歴史編でもいるのと音楽史研究においては、章楽史研究においては、音楽のに対い、早急に古記録中のると考楽のには、早急に古記録中のると考えられる。

無論、本来はすべての古記録を対象とすべきではあるが、最初の取り組みとして、まずは第一に様々な行事の盛儀化が最も顕著な、藤原道長の時代と、第二に白河・鳥羽院政の

時代、すなわち音楽行事自体の転換期と推定される時期を選ぶこととした。

# 3.研究の方法

とりわけ中古から中世にかけての音楽文化の大きな転換期となったのは、摂関政治の隆盛と摂関政治から院政への移行期であり、それに伴う儀礼等の変化であると考えられる。摂関期から院政期への転換で音楽がどう変わったのかを史料で確認するために、摂関政治の最盛期の最大かつ最良の古記録である小野宮実資の日記『小右記記録である小野宮実資の日記『小右記記録である「1032))と、その約50年後から起筆され(1032))と、その約50年後から起筆され(1032))と、その約50年後から起筆され(1032))と、その約50年後から起筆され(1032))と、その約50年後から起筆され(1032))と、その約50年後から起筆された。

作成にあたっては、『小右記』『中右記』それぞれについての基礎調査として、 諸本の書誌調査、 本文批判を行った上で校訂本文を作成し、 音楽関係記事を逐一抽出してこれを集成し、 さらに音楽年譜を作成し、 『小右記』と『中右記』との記事集成および年譜の内容について比較分析を行うこととした。

記事の抽出に際しては、行事、実際に行われた日時や経緯、場所、規模、関わった人物名、曲種、楽器等を対象として本文を調査し、各催事毎の実施状況の詳細を項目分類することとした。

こうした方法は、この記事集成を利用することによって個別研究を進める際の可能性や観点を想定して導き出したものである。すなわち、儀礼研究、楽人・管絃者研究、楽器・楽書・楽譜研究、演奏曲目研究、さらに詳細な事項・用語・演奏伝承研究といったものである。

また、利便性を考え、催事の実施状況について端的に理解できるよう、記事内容を項目分類し、データベース化する。但しインターネット上の公開には、技術上、より慎重な処置が必要となるため、当座は非公開とする。

現在のところ、雅楽事典については現代雅楽のみを対象とするものしかなく、歴史的事象までを含めた十分な事典が存在しない。したがって、この研究では、古記録に現れる語彙についての注釈や催事における音楽・曲目についての解説をできる限り付すようにし、将来的には事典作成までを視野に入れ、事典制作上の基礎史料の一部として利用できるような体裁を目指すこととした。

# 4. 研究成果

『小右記』『中右記』ともに、記事抽出と 諸本との対校を行ったが、記事の収録範囲に ついては、当初想定していたものより、仏教 法会の記事が多く、法会の内容も、儀式次第、 参加者等全体について非常に詳細で、これを どこまで音楽記事として扱うかを再三検討 し、調整に時間を必要とした。

記事の収集を終え、入力アルバイトにより 記事をワープロデータにしたものについて、 現在は校訂作業を行いながら、記事集成およ び年譜作成中であり、公刊用の書式や索引等 の付録についても同時に検討を進めている 最中である。

作成した記事集成については、報告書として印刷し、配布する予定であるが、各儀礼等についての個別研究の成果や『小右記』と『中右記』との記事内容の比較、時代的傾向の分析等については、所属研究機関である日本音楽史研究所の研究年報『日本音楽史研究』に、論文として順次掲載する予定である。

『小右記』については、道長が携わることにより、(音楽を含めた)儀礼全般が、当時の常識を逸した盛儀へと推進されたこと、左方一者の狛氏と相並んで右方の一者の家柄となる多氏が、この時代に厚遇を受けて躍進したこと、道長の出家以来、仏事が一際盛んになり、公卿らの列席が増大するにしたが道長の音楽への具体的な影響を中心にまとめる。『中右記』については、堀河天皇の音楽への介入の実態と、そのことによる儀礼の音楽の変化、楽家の活動の活発化や殿上の楽の伝承に対する意識の変化を事例により具体的に論ずる。

# 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## [雑誌論文](計 2 件)

<u>櫻井利佳</u>「『古今著聞集』の原拠としての『歌 合 ( 十巻本 )』試論」説話 12 号、2014 年 10 月

<u>櫻井利佳</u>「原拠から観た『古今著聞集』管 絃歌舞篇の編纂方法(第231~242 話)」説話研究50号、2015年6月

## [学会発表](計 1 件)

<u>櫻井利佳</u>「『古今著聞集』音楽説話の原拠に ついて」説話文学会 平成 26 年度 4 月例会 (4月19日、於上野学園大学日本音楽史研究 所)

## [図書](計 1 件)

『論集 文学と音楽史―詩歌管絃の世界―』 磯水絵編、和泉書院、2013 年 6 月(共著)。 論文名:櫻井利佳「法深房藤原孝時の出仕」

## [産業財産権]

出願状況(計件)

名称:

```
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:
 取得状況(計
         件)
名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:
〔その他〕
ホームページ等
6.研究組織
(1)研究代表者
 櫻井利佳(上野学園大学日本音楽史研究
所・講師)
 研究者番号:80622571
(2)研究分担者
         (
             )
 研究者番号:
(3)連携研究者
             )
```

研究者番号: